

# FCDミンゴ鹿央 入会申込書

申込日 :                    年    月    日

1. 選手情報の記入をお願いします。

フリガナ		性別	男・女
選手氏名			
生年月日	年    月    日	年齢	歳
学校名		学年	年
経験ポジション(複数可)		利き足	
好きなポジション(複数可)			

2. 持病等、特記事項ありましたら記入をお願いします。

特記事項	
------	--

規約に同意の上、入会します。

保護者氏名		㊞
-------	--	---

# FC ドミンゴ鹿央

## クラブ規約

### (クラブ名称と所在地)

第1条 本クラブは、FCドミンゴ鹿央（以下『本クラブ』という。）と称し、事務局を代表自宅、山鹿市鹿央町合里3508番地2に置く。代表 松井 英明

### (目的)

第2条 本クラブは、サッカーを通じて少年少女に総合的な教育を提供するFCドミンゴ独自の哲学に基づいたクラブチームを目指し、クラブ所属の選手たち（子供たち）（以下『クラブ生』という。）がFCドミンゴの選手だという自覚と誇りを持って、より多くのクラブ生が美しく魅力あふれるサッカーを楽しみながら学ぶことを目的とする。

2 本クラブの活動に、本クラブ所属のクラブ生がより多く参加できるようにするため、保護者が相互に協力して効率的かつ安心して引率送迎等（以下『引率等』という。）を依頼することができるようにすることを目的とする。

### (構成)

第3条 本クラブは、クラブ生、保護者、及び指導者をもって構成する。ただし、クラブ生は以下の区分に分けるものとする。

- (1) 高学年（小学校4年・5年・6年）
- (2) 低学年（小学校1年・2年・3年）
- (3) 未就学児（5歳・6歳）

### (保護者会)

第4条 本クラブの運営にあたりクラブ生の区分毎に保護者会（以下『本会』という。）を設置し、次の役員を置く。

- (1) 高学年（会長1名 副会長1名 会計1名 監査1名）
- (2) 低学年（会長1名 副会長2名 会計1名 事務1名）
- (3) 未就学児（会長1名 会計1名）

2 役員の内任期間は1年とする。ただし、再任に当ってはこの限りではない。

### (基本活動)

第5条 本クラブは、原則として毎年4月1日から翌年3月31日の1年間とし、通常の活動日（指導日）は、あらかじめ指定した日時、場所にて行われるものとする。

- 2 クラブ生は原則として各種大会、練習、遠征、合宿等に参加するものとする。
- 3 長期休暇期間（夏・冬・春休み）については、集中日程で活動を行う場合や、急遽、試合等の予定を入れる場合がある。
- 4 その他、本クラブ及び本会で必要と認めた活動。

### (入会条件)

第6条 サッカーに対し、情熱をもって取り組む姿勢があること。ただし、医師による運動制限の対象となる疾病・既往歴等を持っている場合は、入会を断る場合がある。

- 2 保護者による本規約の内容確認・同意を得たうえで、入会申込書に記入、捺印後提出すること。
- 3 本クラブが、指定した諸費用を納めること。

### (総会)

第7条 第4条で定められた本会は、年に1回総会を行うものとし、必要に応じ臨時総会を開くことができるものとする。

- 2 総会の議長は、高学年の保護者会長がこれにあたる。
- 3 総会は会員の3分の2以上の出席により成立する。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 やむ得ない理由の為会議に出席できない場合は、書面をもって表決し、各所属の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において第3項、第4項の規定の適用については、出席したものとみなす。

### (引率等の依頼等)

第8条 活動等には、原則的に保護者が活動等の会場まで送迎して付き添わなければならないものとする。ただし、これにより難い事由がある場合は、他の保護者に依頼することができる。

- 2 前項により引率等を依頼する保護者は、引率等を引き受ける保護者に対し、緊急時の連絡先を確実に伝達しておかなければならない。
- 3 前項により引率等の依頼を引き受けた保護者は、交通事故をはじめその他の事件事故等(以下『事故等』という。)に対し、安全に引率送迎を行うための対策を講じるものとする。
- 4 活動中の最中及び引率等を行っている時の事故等については、各クラブ生及び当核保護者が自己責任において対処するものとし、他の保護者会員へ送迎等を依頼した場合においては、当核事故等に対する責任追及を行ってはならないものとする。
- 5 指導者は、活動等に係る引率等について相互に協力するとともに、引率等を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。
- 6 引率等に要した経費については、原則として請求することはできないものとする。ただし、飲食費などの個人で消費するものについては各自負担するものとする。

### (会計)

第9条 本クラブの会計は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本クラブの会計は、毎年4月1日から3月31日までとする。
- 3 会費は、区分毎に次のとおり定める。
  - (1) 高学年(小学校4年・5年・6年) 月額2,000円
  - (2) 低学年(小学校1年・2年・3年) 月額1,000円
  - (3) 未就学児(5歳・6歳) 月額1,000円
- 4 本クラブ及び本会で必要と認めた活動の際には別途臨時会費を徴収する。
- 5 一度納入された金品は、一切返還されないものとする。
- 6 病気・怪我などやむ得ない理由によって休会する場合は、月額会費は免除する。

### (休会・退会)

第10条 クラブ生の病気・怪我などやむ得ない理由によって、1ヶ月以上休む場合は、休会扱いとする。なお、その際は本クラブへ連絡するものとする。

- 2 クラブ生が本クラブを退会する場合は、退会する1ヶ月前までに申し出るものとする。
- 3 休会が1年以上続いたとき、又は、クラブ生が死亡したときは、退会の届け出があったものとみなすことができる。

### (傷害保険)

第11条 クラブ生は入会と同時に本クラブが指定する「財団法人スポーツ安全協会」のスポーツ安全傷害保険に加入するものとし、その加入手続きは本クラブが行うものとする。

- 2 スポーツ安全傷害保険の有効期限は、加入日から同年度3月31日までとなる。

- 3 スポーツ安全傷害保険は、グラウンドでの練習中や試合中等に発生した傷害、ならびにグラウンドまでの通常往路の往復中の事故や傷害を対象とする。

**(負傷時の免責事項)**

第12条 クラブ生が本クラブの活動中に負傷した場合、通院・入院等についてはスポーツ安全傷害保険の補償範囲内で対応を行うものとする。ただし、指導内容に従わないで起きた事故や負傷、盗難においては、本クラブは賠償責任を負わないものとする。

**(除名)**

第13条 クラブ生及び保護者に次の行為があるとき、本クラブは除名することができる。

- (1) FCドミンゴ会員として相応しくないと判断されたとき。
- (2) クラブ生及び保護者が本規約に違反したとき。
- (3) 他のクラブ生、保護者に迷惑をかけたとき。
- (4) 本クラブの名誉を損なう等、秩序を乱したとき。

**(規約の改廃)**

第14条 本規約については、第7条第4項の規定により、改正及び廃止することができるものとする。

**(補則)**

第15条 本規約に定めるもののほか、本クラブの運営に関し必要な事項が生じた場合には、協議のうえ定めるものとする。

- 2 本規約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、会員等相互に誠意をもって協議し円満にあたるようにする。

**附則**

本規約は、2012年4月1日より施行する。

改正附則(2016年4月13日) この規約改正は、改正日より施行する。